

債権仮差押命令申立書

収入
印紙

平成〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。
との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

- 1 債権者は、申立外〇〇〇〇に対し、平成〇年〇月〇日、弁済期を同年〇月〇日、利息を年〇〇パーセント、遅延損害金を年〇〇パーセントと定めて、金200万円を貸し付けた（甲1の1）。
- 2 債務者は、債権者に対し、同年〇月〇日、申立外〇〇〇〇の債権者に対する支払債務の履行を連帯して保証した（以下「本件連帯保証契約」という。甲1の1、2）。
- 3 申立外〇〇〇〇は、弁済期日の同年〇月〇日が到来しても上記債務を履行しないし、連帯保証人である債務者も、その支払を拒絶している。
- 4 よって、債権者は、債務者に対し、本件連帯保証契約に基づき金200万円並びにこれに対する約定の利息及び損害金の支払請求権を有する。

第2 保全の必要性

- 1 主債務者の申立外〇〇〇〇は、著しい債務超過状態に陥っていて、所有不動産（甲2の1ないし3）には固定資産税評価額（甲3の1, 2）を大幅に上回る根抵当権が設定されており、他にめぼしい資産はない。したがって、債権者が申立外〇〇〇〇から本件債務の弁済を受けられる見込みはなく、債権者は、債務者に対して連帯保証債務の履行を求めるため訴訟を提起すべく準備中である。
- 2 債権者は、平成〇年〇月〇日に債務者に到達した内容証明郵便により、上記貸金の返済を請求したところ（甲4の1, 2）、債務者から、勤務先の〇〇株式会社を解雇されて現在定職はなく、債権者に返済する余裕がないという回答を得た（甲5）。また、債権者が調査したところ、債務者の住居は借家であり、債務者所有の不動産はない（甲6の1ないし3）。
- 3 債務者は、債権者以外にも多くの債務を負担している様子であり、第三債務者に対する預金債権しか見るべき資産はない（甲7）。しかし、これも現在の債務者の生活状況からすればいつ引き出されるかも分からない状況にあり、債権者が後日本案訴訟において勝訴判決を得ても、その執行が不能あるいは著しく困難となるおそれがあるので、執行保全のため、本申立てに及ぶ次第である。

疎明方法

甲1号証の1	金銭消費貸借・連帯保証契約書
甲1号証の2	印鑑登録証明書（債務者のもの）
甲2号証の1	不動産登記事項証明書（申立外〇〇〇〇所有土地）
甲2号証の2	同（申立外〇〇〇〇所有建物）
甲2号証の3	ブルーマップ写し
甲3号証の1	固定資産税評価証明書（申立外〇〇〇〇所有土地）
甲3号証の2	同（申立外〇〇〇〇所有建物）
甲4号証の1	内容証明郵便
甲4号証の2	配達証明
甲5号証	手紙
甲6号証の1	不動産登記事項証明書（△△△△所有土地）
甲6号証の2	同（△△△△所有建物）
甲6号証の3	ブルーマップ写し
甲7号証	報告書

添付書類

甲号証	各1通
資格証明書	1通
陳述催告の申立書	1通

当 事 者 目 録

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (送達場所)

債 権 者 〇 〇 〇 〇

電話 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

債 務 者 〇 〇 〇 〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社〇〇銀行

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

(送達先)

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店

請 求 債 権 目 録

金 2 0 0 万 円

ただし、債権者が申立外〇〇〇〇に対して有する下記債権について、債権者と債務者間の平成〇年〇月〇日付け連帯保証契約に基づき、債権者が債務者に対して有する連帯保証債務履行請求権のうち元金部分の履行請求権

記

債権者は、申立外〇〇〇〇に対し、平成〇年〇月〇日、弁済期を同年〇月〇日、利息を年〇〇パーセント、遅延損害金を年〇〇パーセントと定めて、金 2 0 0 万円を貸し付けた。

(注) 債権仮差押えにおいては、当該債権以外に仮に差し押さえるべき財産がない状況にあることを疎明する必要があるため、債務者の住所又は本店及び登記された支店の所在地の不動産登記事項証明書や当該住所地（本店所在地等）の住居表示と不動産登記記録上の所在地との一致を立証するためのブルーマップなどを提出してください。

仮差押債権目録

金200万円

ただし、債務者が第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えや仮差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

- 3 数種の預金があるときは次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金

- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。